

## 4 長寿支援課

## 4-1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	543	546	543	533	532	533	520	515	500	501	501	489
	第2号被保険者	8	9	7	7	5	6	7	7	7	7	6	6
	計	551	555	550	540	537	539	527	522	507	508	507	495
要支援2	第1号被保険者	656	643	630	628	617	604	604	592	591	586	581	579
	第2号被保険者	10	10	10	8	9	9	9	8	8	6	6	6
	計	666	653	640	636	626	613	613	600	599	592	587	585
要介護1	第1号被保険者	1,315	1,323	1,322	1,329	1,322	1,331	1,323	1,350	1,363	1,367	1,370	1,334
	第2号被保険者	22	23	23	25	25	23	25	24	25	24	24	25
	計	1,337	1,346	1,345	1,354	1,347	1,354	1,348	1,374	1,388	1,391	1,394	1,359
要介護2	第1号被保険者	1,059	1,048	1,042	1,041	1,053	1,040	1,050	1,051	1,038	1,033	1,050	1,032
	第2号被保険者	15	13	14	16	14	15	14	16	14	13	13	15
	計	1,074	1,061	1,056	1,057	1,067	1,055	1,064	1,067	1,052	1,046	1,063	1,047
要介護3	第1号被保険者	890	879	874	877	861	874	870	864	864	861	845	859
	第2号被保険者	13	13	15	14	14	14	13	13	14	13	14	12
	計	903	892	889	891	875	888	883	877	878	874	859	871
要介護4	第1号被保険者	817	811	805	803	796	796	808	802	794	783	785	813
	第2号被保険者	4	4	5	5	5	5	6	5	5	4	4	4
	計	821	815	810	808	801	801	814	807	799	787	789	817
要介護5	第1号被保険者	690	709	713	705	712	716	712	696	686	663	664	665
	第2号被保険者	14	13	13	13	13	12	11	11	12	14	13	12
	計	704	722	726	718	725	728	723	707	698	677	677	677
合計	第1号被保険者(A)	5,970	5,959	5,929	5,916	5,893	5,894	5,887	5,870	5,836	5,794	5,796	5,771
	第2号被保険者	86	85	87	88	85	84	85	84	85	81	80	80
	計	6,056	6,044	6,016	6,004	5,978	5,978	5,972	5,954	5,921	5,875	5,876	5,851
第1号被保険者数(B)	32,446	32,446	32,437	32,434	32,422	32,459	32,463	32,441	32,405	32,411	32,409	32,361	
認定者割合(A)／(B)	18.40%	18.37%	18.28%	18.24%	18.18%	18.16%	18.13%	18.09%	18.01%	17.88%	17.88%	17.83%	

## 4-2 介護保険料

### (1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和3年度～令和5年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。本市では保険料の所得段階を、国の基準(9段階)から12段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないように調整を行っています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方	基準額×0.30	21,528円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	35,880円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	50,232円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.05	147,108円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	157,872円

### (2) 令和3年度介護保険料の収納状況

#### 現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,627	322	270	65,367,978
第2段階	2,560	50	211	98,499,570
第3段階	2,595	43	150	135,781,282
第4段階	3,013	238	256	214,967,844
第5段階	6,650	46	157	484,511,560
第6段階	5,320	286	360	498,803,760
第7段階	3,606	276	252	396,768,014
第8段階	1,798	208	158	236,587,936
第9段階	696	86	64	107,443,856
第10段階	535	79	61	90,256,140
第11段階	106	16	15	19,491,810
第12段階	346	107	33	72,489,560

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

※3 令和3年に行った過年度に対する賦課分は含まない

#### 徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額(円)	収入額(円)	還付未済額(円)	収納率※
特別徴収	2,254,744,260	2,256,606,832	1,862,572	100.00%
普通徴収	168,611,066	165,878,853	250,591	98.23%
滞納繰越分	2,666,346	2,277,615	5,000	85.23%
合計	2,426,021,672	2,424,763,300	2,118,163	99.86%

※ 収納率=(収入額-還付未済額)/調定額

### 4-3 介護保険給付決定状況

#### (1) 介護給付費・予防給付費

(令和3年度分) (単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
<b>費用額</b>								
訪問サービス	11,059,780	17,693,110	205,220,538	224,466,674	190,205,729	246,173,109	315,044,558	1,209,863,498
通所サービス	6,897,405	36,404,966	429,720,584	471,857,538	377,875,696	265,692,834	173,398,332	1,761,847,355
短期入所サービス	671,770	2,426,000	69,708,885	121,812,610	194,273,430	147,323,060	114,428,850	650,644,605
福祉用具・住宅改修サービス	20,996,126	41,236,943	83,118,938	118,161,598	94,590,874	87,141,808	74,685,930	519,932,217
特定施設入居者生活介護	1,821,310	353,750	15,470,810	40,270,830	56,660,523	66,462,873	28,494,279	209,534,375
介護予防支援・居宅介護支援	13,699,996	22,944,430	177,070,273	129,816,376	100,170,091	64,280,729	49,162,260	557,144,155
地域密着型(介護予防)サービス	3,460,060	7,558,830	375,246,636	464,792,820	545,810,840	296,596,390	243,983,040	1,937,448,616
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	220,332,786	204,138,200	145,592,060	54,332,450	24,388,370	648,783,866
認知症対応型通所介護	-	257,570	20,244,860	29,530,160	53,836,690	23,627,700	11,221,020	138,718,000
小規模多機能型居宅介護	3,460,060	7,301,260	49,079,250	46,231,310	111,612,720	53,123,480	48,270,130	319,078,210
認知症対応型共同生活介護	-	-	82,216,290	173,106,410	173,504,830	103,570,940	61,700,460	594,098,930
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,373,450	6,831,880	13,202,670	10,568,780	13,047,000	47,023,780
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	4,954,860	48,061,870	51,373,040	85,356,060	189,745,830
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	144,309,130	311,755,675	861,034,004	1,518,301,055	1,671,319,497	4,506,719,361
介護老人福祉施設	-	-	22,657,970	70,565,690	485,417,088	928,835,345	1,027,537,860	2,535,013,953
介護老人保健施設	-	-	120,044,700	240,209,255	364,908,196	478,655,830	253,250,677	1,457,068,658
介護療養型医療施設	-	-	1,553,050	566,110	6,887,060	13,489,010	17,667,970	40,163,200
介護医療院	-	-	53,410	414,620	3,821,660	97,320,870	372,862,990	474,473,550
合計	58,606,447	128,618,029	1,499,865,794	1,882,934,121	2,420,621,187	2,691,971,858	2,670,516,746	11,353,134,182
<b>支給額</b>								
訪問サービス	9,595,323	15,723,141	181,634,360	199,562,477	167,872,668	218,269,745	278,903,306	1,071,561,020
通所サービス	6,106,095	32,449,579	382,403,806	421,693,785	335,807,967	236,826,649	154,263,551	1,569,551,432
短期入所サービス	579,329	2,178,114	61,561,213	108,649,200	173,108,856	131,583,897	101,500,392	579,161,001
福祉用具・住宅改修サービス	18,508,031	36,777,641	74,027,842	104,998,490	83,846,952	77,537,284	66,284,815	461,981,055
特定施設入居者生活介護	1,607,283	318,375	13,424,687	36,206,945	50,904,309	59,516,884	25,563,198	187,541,681
介護予防支援・居宅介護支援	13,699,996	22,944,430	177,070,273	129,816,376	100,170,091	64,280,729	49,162,260	557,144,155
地域密着型(介護予防)サービス	3,114,054	6,802,947	335,721,025	414,548,190	487,009,706	264,108,615	218,636,288	1,729,940,825
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	196,476,177	181,903,656	130,403,979	48,579,530	21,800,928	579,164,270
認知症対応型通所介護	-	231,813	18,211,154	26,371,928	47,869,771	20,804,990	10,098,918	123,588,574
小規模多機能型居宅介護	3,114,054	6,571,134	44,031,993	41,481,452	99,636,423	47,454,440	43,386,073	285,675,569
認知症対応型共同生活介護	-	-	73,965,596	154,316,224	154,235,707	92,841,675	55,530,414	530,889,616
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,036,105	6,015,556	11,882,403	8,721,274	11,742,300	41,397,638
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	4,459,374	42,981,423	45,706,706	76,077,655	169,225,158
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	129,408,330	278,309,671	769,846,244	1,355,990,505	1,490,656,034	4,024,210,784
介護老人福祉施設	-	-	20,305,908	62,653,824	433,796,646	832,102,139	918,312,517	2,267,171,034
介護老人保健施設	-	-	107,656,608	214,805,647	326,484,371	425,304,986	225,559,910	1,299,811,522
介護療養型医療施設	-	-	1,397,745	477,042	6,198,354	11,571,510	15,402,278	35,046,929
介護医療院	-	-	48,069	373,158	3,366,873	87,011,870	331,381,329	422,181,299
合計	53,210,111	117,194,227	1,355,251,536	1,693,785,134	2,168,566,793	2,408,114,308	2,384,969,844	10,181,091,953

※サービスの内訳

訪問サービス: 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導  
 通所サービス: 通所介護・通所リハビリテーション  
 福祉用具・住宅改修サービス: 福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

## (2)-1高額介護サービス等費

区 分		件 数	給付額(円)
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	255	2,498,883
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	393	4,599,706
	世帯合算無	8,561	112,403,594
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	709	7,332,149
	世帯合算無	5,709	36,806,011
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,330	14,003,130
	世帯合算無	1,468	35,084,878
合 計		18,425	212,728,351

## (2)-1高額介護サービス等費(年間上限)

区 分	件 数	給付額(円)
世帯合算有	-	-
世帯合算無	-	-
合 計	-	-

## (3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,056	31,915,308
高額合算医療・介護予防サービス等費	10	73,032
合 計	1,066	31,988,340

## (4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	8,470	143,886,918
居住費	8,559	125,793,524
合 計	17,029	269,680,442

## (5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
170,063	58	9,863,654

## 4-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

### 1 介護予防・生活支援サービス事業

#### (1) 指定事業者によるサービス (令和3年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
訪問型サービス (従前相当)	2,535	44,724,248
訪問型サービスA (緩和した基準による)	564	3,799,243
通所型サービス (従前相当)	6,307	131,363,958
通所型サービスA (緩和した基準による)	3,961	27,070,480
介護予防ケアマネジメント	8,732	26,621,212

#### (2) 委託事業者による通所型サービス (令和3年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	15	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中(12週間)の生活機能等改善プログラム

#### (3) 高額介護予防サービス費相当事業費 (令和3年度)

件数	支給額(円)
165	411,668

#### (4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 (令和3年度)

件数	支給額(円)
19	177,331

### 2 一般介護予防事業 (令和3年度)

	回数	参加数	内容
はっらつ運動塾 (65歳以上対象)	3 教室 33 回	実人数 52 人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室
はっらつ塾料理編 (65歳以上の男性対象)	1 教室 0 回	実人員 0 人	基本的な料理ができるための教室 感染対策の徹底が困難であり、ニーズの減少により令和3年度をもって終了。
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2 教室 5 回	実人員 29 人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室

## 4-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%、20%又は30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</li> <li>○預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</li> <li>○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</li> <li>○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</li> <li>○介護保険料を滞納していないこと。</li> </ul>	<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額（注1）</p>
<p><b>&lt;対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里</li> <li>●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ</li> <li>●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて</li> <li style="width: 50%;">上郷デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">北方デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">北部デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">千代デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">かなえデイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">南信濃デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">かわじデイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">デイサービスセンターあぐり山本</li> <li style="width: 50%;">竜東デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">デイサービスセンター四季</li> <li style="width: 50%;">西部デイサービスセンター</li> <li style="width: 50%;">中部デイサービスセンター</li> </ul> </li> <li>●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ</li> <li>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて</li> </ul>		

（注1）老齢福祉年金受給者は50%を減額。生活保護受給者は、特養（入所・短期入所）の個室の居住費のみ100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容	
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者、事業対象者			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給	
<p style="text-align: center;">＜対象となる通所系サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通所介護・介護予防通所介護</li> <li>●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>●地域密着型通所介護 ●通所型サービス（独自）</li> </ul>					
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険サービスの利用者の定率の負担額が、世帯合計で 1 ヶ月の基準額を超えた金額を申請により支給します。総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の受給者</li> <li>・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税</li> </ul>	基準額 15,000 円	1 か月の利用料が基準額を超えた部分を支給 （注 1）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下</li> </ul>	基準額 15,000 円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超</li> </ul>	基準額 24,600 円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般（上記及び下記以外）</li> </ul>	基準額 44,400 円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 145 万円以上 380 万円未満の 65 歳以上の方がいる場合）</li> </ul>	基準額 44,400 円 (R3.8～)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 380 万円以上 690 万円未満の 65 歳以上の方がいる場合）</li> <li>・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得 690 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合）</li> </ul>	基準額 93,000 円 (R3.8～) 基準額 140,100 円 (R3.8～)				
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯			1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 （注 1）	
国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）		被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	限度額		
901 万円超		83 万円以上	212 万円		
600 万円超 901 万円以下		53 万円～79 万円	141 万円		
210 万円超 600 万円以下		28 万円～50 万円	67 万円		
210 万円以下		26 万円以下	60 万円		
市民税非課税世帯		市民税非課税者等	34 万円		
○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者					
所得区分		限度額（令和 3 年 8 月～）			
課税所得 690 万円以上		212 万円			
課税所得 380 万円以上		141 万円			

	課税所得 145 万円以上	67 万円	
	一般	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	
	低所得者Ⅰ	(注2) (31 万円) 19 万円	

(注1) 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及びA型サービスのみが対象になります。

(注2) 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
介護保険負担限度額認定制度	以下の①～③すべてに該当する方				限度額を超えた部分を給付
	①世帯全員の方が市民税非課税				
②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税					
③預貯金等の額の要件					
介護保険施設入所（入所及び短期入所）者の食費、居住費の軽減	利用者負担	所得等の要件	単身	夫婦	
	【第1段階】	生活保護受給者	要件なし	要件なし	
		高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000 万円以下	2,000 万円以下	
	【第2段階】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下	650 万円以下	1,650 万円以下	
	【第3段階①】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下	550 万円以下	1,550 万円以下	
	【第3段階②】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超	500 万円以下	1,500 万円以下	
	利用者負担	部屋の種類	居住費限度額(注1)	食費限度額(注1)	
	【第1段階】	多床室(相部屋)	0 円	施設・短期：300 円(注4)	
		従来型個室(特養等)(注2)	320 円		
		従来型個室(老健、療養等)(注3)	490 円		
ユニット型準個室		490 円			
ユニット型個室		820 円			
【第2段階】	多床室(相部屋)	370 円	施設：390 円 短期：600 円		
	従来型個室(特養等)	420 円			
	従来型個室(老健、療養等)	490 円			
	ユニット型準個室	490 円			
	ユニット型個室	820 円			
【第3段階①】	多床室(相部屋)	370 円	施設：650 円 短期：1,000 円		
	従来型個室(特養等)	820 円			
	従来型個室(老健、療養等)	1,310 円			
	ユニット型準個室	1,310 円			

		ユニット型個室	1,310 円		
	【第3段階②】	多床室（相部屋）	370 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円	
		従来型個室（特養等）	820 円		
		従来型個室（老健、療養等）	1,310 円		
		ユニット型準個室	1,310 円		
		ユニット型個室	1,310 円		

（注1）限度額は1日あたりの金額。

（注2）「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

（注3）「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

（注4）施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設。

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護。

## 4-6 高齢者等の在宅福祉サービス

(令和4年4月現在)

### 1 介護者疲労回復事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1回の利用につき1,500円の助成券を2枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1回の利用につき500円の入浴券を5枚支給します。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた額、または入浴1回につき500円を超えた額
3年度実績	マッサージ利用者数：30人 利用回数：51回 入浴利用者数：144人 利用回数：597回

### 2 寝具洗濯乾燥事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
3年度実績	利用実人数：123人 利用回数：228回

### 3 訪問理美容サービス事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。 重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回の利用につき1,000円の利用券を6枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
3年度実績	利用実人数：84人 利用回数：219回

#### 4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用1回につき3,000円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は5,000円の助成。 1回につき利用日数は7日以内で、1か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年6回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
3年度実績	利用者数：194人 利用回数：903回

#### 5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
3年度実績	利用実人数：3人 利用回数：5回

#### 6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
3年度実績	受給者数：（高齢者）136人、（重度心身障がい児者）24人

#### 7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
3年度実績	対象者数：15人

## 8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
3 年度実績	該当件数：0 件

## 9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の高年齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の 30% で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
3 年度実績	助成件数：98 件

## 10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給しており、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
3 年度実績	利用数：36,022 回

## 11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
3 年度実績	延利用者数：7 人 利用日数：59 日

## 12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
3 年度実績	申立件数：2 件

### 13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
3年度実績	派遣時間：36時間

### 14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月500円      市民税非課税世帯：300円      生保世帯：0円
3年度実績	3年度3月末時点使用者数：172台

### 15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
3年度実績	新設：1台      累計（平成元年から）：669台

### 16 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して100日間の短期入所を認めています。（12月～3月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
3年度実績	利用者数：0人      利用日数：0日

### 17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,280 円、独居の見守り 45分未満 1,647 円)
利用者負担	家族不在時 事業所の利用料から市委託料を除いた額 (別途交通費) 独居 介護保険同様の 1,830 円の 1 割
3 年度実績	利用者数 : 0 人 利用時間 : 0 時間

### 18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,700 円と交換用バッテリー代 2,310 円を支援します。(税込)
利用者負担	機器の利用料として月 550 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
3 年度実績	利用者数 : 3 人

### 19 GPS 機能付端末利用補助事業

対 象 者	1人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用 (毎月の使用料及びレンタル料は除く。) に対して、1 万円を上限に経費を補助します。 対象高齢者 1 人につき 1 回のみとします。 破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
3 年度実績	なし (令和 4 年 4 月 1 日開始)

### 20 高齢者等配食事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (600 円~700 円)
3 年度実績	利用者数 : 6 人 配食数 : 764 食 認定利用者数 : 71 人 配食数 : 10,569 食

### 21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで 1 日を過ごします。 必要な方は送迎します。

実施施設	山本老人福祉センター 上村ふれあいセンター
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400円 生活保護世帯 0円 昼食等 : 実費 (全員)
3年度実績	利用回数 : 255回

## 22 介護者リフレッシュ事業

対象者	重度要介護者 (要介護3・4・5)、 重度心身障がい児者 (身体1・2級、及び療育A・精神1級) の介護者、認知症高齢者の介護者
内容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
3年度実績	参加人数 : 日帰りふれあい相談事業 82人

## 23 敬老祝賀事業

対象者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内容	88歳 (市) あいさつ状、5千円 (社協) 祝品、敬老新聞 100歳 (市) あいさつ状、1万円、市長訪問 (社協) 敬老新聞 (県) 祝状、紙筒 (国) 祝状、銀杯、紙筒 最高齢者(3名) (市) あいさつ状、5千円 (社協) 祝品、敬老新聞
3年度実績	贈呈者数 : 804人

## 4-7 地域包括支援センター

### 1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に5カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

#### <市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

### 2 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 銀座堀端ビル 2階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・上郷		Fax 0265-56-5505
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850

## 4-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

### 1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和4年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	55
座光寺	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	28
松尾	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2	201
下久堅	—	—	—	—	—	1	—	2	—	3	271
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	59
竜丘	—	1	2	2	—	—	—	—	—	5	242
鼎	—	—	1	1	2	—	—	1	—	5	316
上郷	—	—	1	1	—	—	—	—	—	2	96
上村	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	104
南信濃	1	3	—	—	—	—	—	—	—	4	119
計	2	4	5	8	2	1	0	3	1	26	1,491

### 2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和3年度）

事業	内容	
グラウンドゴルフ実技講習会	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月9日	飯田合同庁舎にて 女性会員 31名参加 講演「スマホを使って遊ぼう」 講師 (株)ソフトバンク 実技講習「お気に入りの布で作るカードケース」と「新聞紙で作るスリッパ」
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会南信州地区	6月23日	伊那市にて 16名参加 活動事例発表 講演「充実したシニアライフのために」 講師 NPO法人ライフデザインセンター 小川和子氏
いきいき活動研修会	11月25日	参加者 66名 講演「小京都 飯田」 講師 今村光利氏 囲碁ボール講習会
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

### 3 生きがい対策

#### ○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

## 4-9 統計資料

市内高齢者人口								R4.3.31現在
地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位
1 橋北	2,847	1,335	46.9%	1,158	40.7%	707	24.8%	6
2 橋南	2,533	1,142	45.1%	993	39.2%	575	22.7%	7
3 羽場	4,653	1,771	38.1%	1,485	31.9%	829	17.8%	15
4 丸山	3,271	1,348	41.2%	1,130	34.5%	618	18.9%	14
5 東野	2,754	1,183	43.0%	982	35.7%	573	20.8%	12
6 座光寺	4,217	1,698	40.3%	1,472	34.9%	750	17.8%	13
7 松尾	12,776	4,151	32.5%	3,383	26.5%	1,849	14.5%	20
8 下久堅	2,686	1,216	45.3%	1,044	38.9%	577	21.5%	9
9 上久堅	1,210	656	54.2%	565	46.7%	322	26.6%	3
10 千代	1,543	814	52.8%	686	44.5%	428	27.7%	4
11 龍江	2,609	1,280	49.1%	1,104	42.3%	646	24.8%	5
12 竜丘	6,650	2,476	37.2%	2,037	30.6%	1,095	16.5%	18
13 川路	1,970	893	45.3%	773	39.2%	460	23.4%	7
14 三穂	1,345	612	45.5%	517	38.4%	267	19.9%	10
15 山本	4,609	1,939	42.1%	1,658	36.0%	837	18.2%	11
16 伊賀良	14,157	4,886	34.5%	4,089	28.9%	2,146	15.2%	19
17 鼎	13,053	4,802	36.8%	4,043	31.0%	2,240	17.2%	17
18 上郷	13,266	4,983	37.6%	4,219	31.8%	2,374	17.9%	16
19 上村	368	246	66.8%	211	57.3%	144	39.1%	2
20 南信濃	1,233	803	65.1%	737	59.8%	478	38.8%	1
全市	97,750	38,234	39.1%	32,286	33.0%	17,915	18.3%	

飯田市	98,921	38,420	38.8%	32,342	32.7%	17,920	18.1%	R3.4.1
飯田市	98,588	38,380	38.9%	32,385	32.8%	17,826	18.1%	R3.10.1
長野県	2,020,372	778,419	38.5%	653,729	32.4%	354,265	17.5%	R3.10.1
全国	125,502,000	43,605,000	34.7%	36,214,000	28.9%	18,674,000	14.9%	R3.10.1

・市、県は住民記録、全国は人口推計月報値を使用

介護保険要支援・要介護認定者				R4.3.31現在				単位:人
地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	24	35	55	28	30	29	20	221
飯田荘・第二	0	0	0	1	11	16	29	57
橋南	16	23	52	29	25	22	15	182
羽場	24	27	63	48	35	31	18	246
丸山	20	30	56	28	21	16	18	189
東野	9	14	58	35	24	21	14	175
座光寺	25	17	54	47	21	25	18	207
松尾	47	63	131	99	76	54	39	509
きりしま邸苑	0	0	0	2	11	16	17	46
ゆめの郷	0	0	5	2	13	29	12	61
下久堅	15	14	46	41	21	22	19	178
上久堅	7	9	21	22	18	13	8	98
千代	11	17	41	35	19	16	9	148
龍江	13	17	57	34	26	28	21	196
ゆいの里	0	0	0	2	3	1	8	14
竜丘	26	38	91	69	51	41	18	334
川路	10	12	23	20	19	15	10	109
ハートヒル川路	1	1	2	9	8	10	1	32
三穂	5	6	26	18	10	11	9	85
山本	24	21	59	48	36	29	24	241
ヴィラ緑風苑	1	1	4	4	0	0	0	10
伊賀良	34	51	144	120	74	60	52	535
かざこしの里	0	0	0	3	13	28	18	62
陽だまりの丘	0	0	0	1	4	7	7	19
たまゆら	0	0	2	3	4	7	13	29
県	69	75	151	129	91	57	72	644
信濃寮	0	0	4	6	8	3	3	24
やまりきの郷	0	0	0	1	5	11	7	24
上郷	48	66	153	112	83	68	50	580
ケアハウス上郷	3	4	4	3	2	1	0	17
笑みの里	0	0	0	1	15	14	19	49
上村	8	7	15	8	6	3	4	51
南信濃	46	30	37	25	23	15	16	192
遠山荘	0	0	0	1	10	18	9	38
住所地特例者	6	1	8	11	51	82	80	239
計	492	579	1,362	1,045	867	819	677	5,841

※この数値は市保有データから作成したものであり、あくまで参考値です。確定した数値については欄外の国保連データを参照ください。

	単位:人							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考:R39.30現在)	538	614	1,353	1,055	888	799	728	5,975
(参考:国保連データ)	495	585	1,359	1,047	871	817	677	5,851

独居高齢者・高齢者世帯数R4.4.1	
独居高齢者	高齢者世帯
368	213
320	171
347	261
275	214
247	168
207	253
752	506
144	169
104	106
110	119
210	170
340	336
193	120
73	76
286	268
756	690
886	655
868	712
65	41
264	141
6,815	5,389

※R3.4.1公表分から統計方法を変更しました。  
※各地区の数字には施設入所者を含みます。

R3.4.1	
6,684	5,315

